

～地域課題解決型～

# あさくち協働のまちづくり事業 募集要領

## 1 あさくち協働のまちづくり事業の特徴

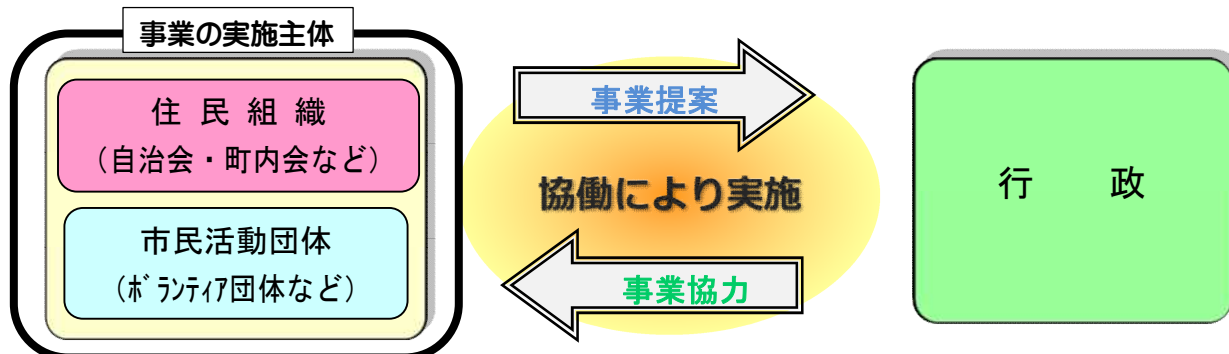
- ◆ 地域と行政がともに抱える課題を解決するキッカケに。
- ◆ 事業の効果をより高めるため、市役所も一緒に取り組みます。(=協働)
- ◆ 審査を経て、事業が採択されるかどうかが決まります。

## 2 あさくち協働のまちづくり事業の概要

「あさくち協働のまちづくり事業」は、住民組織<sup>※1</sup>や市民活動団体<sup>※2</sup>（以下「住民組織等」という。）による公共の利益につながるような事業を公募し、審査を経て、採択された事業の補助を行うとともに、市と協働で事業を実施することで、「効果的な地域課題の解決」を目的とした事業です。

なお、提案内容や審査結果、事業の実施状況等について、市の広報紙やホームページ等で情報を公表することにより、透明性を高め、情報の共有化を図ります。

「地域課題の解決」や「地域の活性化」に向けて・・・



### ※1 住民組織

本事業における住民組織とは、浅口市内の自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。

### ※2 市民活動団体

本事業における市民活動団体とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の公益的な活動を主たる目的とする浅口市内の団体をいいます。

### 3 対象となる事業

---

市内で実施する公益的な事業で、行政との協働により効果的な課題解決や地域の活性化が期待できる事業で次に掲げるもの。

- ① 調査事業：地域課題解決に関する調査研究を目的とする事業
- ② 実施事業：調査事業に基づき、地域課題解決のため実施する事業

※予算見積りが適正であり、提案団体自らが実施し、令和5年度中に完了する新規の事業であること（既存事業の場合、事業内容の質を高めるような工夫が必要）。

### 4 対象とならない事業

---

次に掲げるいずれかの要件に該当するものは補助の対象外とします。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 特定の個人、団体、企業、法人のみが利益を受ける事業
- ③ 政治、宗教、選挙活動に関する事業
- ④ 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から助成を受けている事業
- ⑤ 単に地区住民の交流や親睦を図ることを目的としたイベント的な事業
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 施設の設置又は改修（不動産の取得を含む）を目的とする事業
- ⑧ イベントの開催を主たる目的とした事業

※本事業は未来デザイン事業（以下、旧事業）を引き継ぐ事業であることから、すでに旧事業で2回以上補助金の交付を受けている（＝事業を実施している）住民組織等については、原則補助の対象外とします。

### 5 令和5年度募集する事業

---

#### 調査事業

※ただし、すでに行政と協働し、地域課題解決に向けて協議及び調査研究を行っている場合は、地域創造課へご連絡ください。

## 6 補助金額及び補助率

---

### 【補助金額】

- ① 調査事業 **最大5万円**
- ② 実施事業 **最大30万円**

※ ②は、住民組織が関わらない(市民活動団体単独の場合)場合は最大20万円となります。

### 【補助率】

補助対象経費の **10分の10以内**

※ ただし、補助対象経費から補助対象事業に係る収入を控除した額とします。

※ 同一団体の継続的な事業に対する補助は 調査事業**1回**、実施事業**2回** を限度とします。

※ 次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

- ① 補助金を交付目的以外に使用したとき
- ② 必要な届出・報告を怠ったり、虚偽の届出・報告をしたとき
- ③ 対象となる団体の要件を満たさなくなったとき

## 7 資格要件

---

住民組織等で、次の要件を全て満たすこと。なお、提案は当該年度につき1団体当たり1事業とします。

- ① 5人以上の構成員により組織されており、構成員のうち半数以上が市内に在住、在勤又は在学している者であること
- ② 市内に事務所又は活動拠点がある非営利の団体であること
- ③ 1年以上継続した活動を行っていること又は今後1年以上の活動の継続が見込まれること
- ④ 定款、規約、会則等により、団体の運営上の規律が確立されていること
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を行う団体でないこと
- ⑥ 暴力団及びその構成員の統制下にある団体でないこと
- ⑦ 提案事業の遂行に必要な組織・人員を有し、事業完了後の実績報告及び成果報告が可能であること

## 8 事業の募集期間

---

### **5月9日（火）まで**

次の書類を市役所地域創造課（本庁舎 2 階）まで直接お持ちください。（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、土日祝日を除く）

#### 必要書類

- ① 企画提案書（様式第 1 号）※
- ② 事業計画書（様式第 2 号）※
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）※
- ④ 団体概要書（様式第 4 号）※
- ⑤ 資格要件に関する申出書（様式第 5 号）※
- ⑥ 団体の定款、規約、会則又はこれに代わるもの（任意様式）
- ⑦ 団体の構成員名簿\*及び役員名簿（任意様式） **※ 住民組織の場合、省略可**
- ⑧ 前年度活動報告書（任意様式）
- ⑨ 前年度収支決算書（任意様式）
- ⑩ その他参考となる資料

※ 様式は、地域創造課（本庁舎 2 階）でお受け取りになるか、市ホームページからダウンロードしてください。（市ホームページ：トップページ内「みんなが主役のまちづくり」⇒「あさくち協働のまちづくり」）  
《提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。》

## 9 補助対象経費（例）

---

調査事業における補助対象となる経費は、事業を実施するために **必要不可欠** と認められる経費です。

項目	対象となる経費の例
報 償 費	講師、専門家等（以下「講師等」という。）への謝礼、調査研究に係る報償費等
旅 費	講師等旅費及び研修旅費に係る交通費（公共交通機関の使用に限る。）、宿泊費等
需 用 費	消耗品費、材料費、チラシ、ポスター等の印刷費、書籍等の購入費等
食 糧 費	飲物代、講師等の弁当代等
委 託 料	会場設営費、音響照明設営費等
役 務 費	通信運搬費（切手・ハガキ代）、広告料、手数料、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料及び機械、器具のレンタル料等
備品購入費※	機械、器具等の購入費（※補助金額の3割を上限目安）
その他の経費	その他必要と認められる経費

※調査事業では、備品購入費は**対象外**とします。

## 10 補助対象外経費（例）

---

- ・参加者の弁当代、記念品代 **※参加者の適正な実費負担が原則**
- ・団体の経常的な運営に要する経費
- ・団体の構成員に対する謝金、弁当代
- ・汎用性の高い備品購入費
- ・事業実施期間外に支払った経費
- ・用途が不明な経費

## 11 調査事業の流れ(令和5年度募集する事業)

### ① 事業の募集から審査まで

項目	内容	日程等
広報・周知	事業の広報・周知	4月1日(土)～
応募書類の提出	必要書類を地域創造課へ提出	受付期間 5月9日(火)まで
審査	事業内容の説明・質疑応答などを行い、採択の可否を決定し通知	5月中旬～5月下旬

### ② 事業採択後

項目	内容	日程等
補助金の申請	補助金の交付申請書に事業計画書等を添えて地域創造課へ提出	6月中
事業の実施	事業計画書に基づき、担当課と協働で調査研究事業を実施するとともに、令和6年度以降の事業化に向けた双方の課題・取り組み・役割分担・事業継続性・評価指標等を共有し、実施事業の調整・協議を行う	補助金の交付決定日～ 令和6年3月末日 ※令和6年度以降、実施事業を行うことは必須ではありません。
実績(結果)報告	事業完了後、実績報告書を地域創造課へ提出	事業完了日から20日以内又は年度末日のいずれか早い日までに

### ③ 令和6年度以降

調査事業に基づき、地域課題解決に向けて市と協働で行う取り組み(=実施事業)について、双方の合意が形成された場合は、企画提案書を作成し、地域創造課へ提出します。その後の流れは調査事業と同様です。

## 12 事業審査

### 【調査事業】

事業の審査は、提出された書類を基に、資格要件や協働事業として適切か否か審査を行います。

### 【実施事業】

事業の審査は、次の審査基準に基づき審査会において行います。

なお、このうち、特に①～③の項目を重視します。

①公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共の利益につながるか</li><li>・より多くの市民が賛同できる内容であるか</li></ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域課題やニーズを的確に捉え、協働による課題解決が適切か</li><li>・今まさに取り組むことに意義があるか</li></ul>
③事業効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の活性化や効果的な課題解決が期待できるか</li><li>・他の地域への波及効果や協働による相乗効果が期待できるか</li></ul>
④実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業が着実に実行できる計画や組織体制があるか</li><li>・事業内容が目的と合っているか</li></ul>
⑤先駆性	<ul style="list-style-type: none"><li>・他のモデルとなるような先駆性があるか</li><li>・継続的な事業であれば、大胆な発想で改良が加えられているか</li></ul>
⑥自立発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業及び団体の自立のための工夫がなされているか</li><li>・今後、新たな展開に発展する状況が期待できるか</li></ul>
⑦予算の適格性	<ul style="list-style-type: none"><li>・費用対効果の視点に立ち、適正な予算の積算が行われているか</li><li>・受益者負担に妥当性があり、自主財源の確保に努めているか</li></ul>

※審査会は、非公開で行います。

※提案団体による「企画提案書」に基づく事業内容の説明の後、審査員から質疑を行います。

※これを踏まえ、市が補助を行う事業を決定し、その結果を団体に通知します。

※採択された場合、協定書（別紙参照）を市と締結します。

## 13 事業実績・成果の報告

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業実績報告書類を提出していただきます。このほか、市が開催する成果報告会等において、事業成果の発表を依頼することがあります。

補助事業完了後、5年を目処に実施した事業の効果・検証を行います。

また、市の広報紙やホームページ等により事業内容を公開する際には、原稿の寄稿などの協力をお願いします。





---

お問い合わせ先

浅口市役所地域創造課

TEL:0865-44-9034

MAIL:chiikisoza@city.asakuchi.okayama.jp